

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
四日市市	保々地区	令和5年3月15日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	353ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	206ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	130ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	15ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	96ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・地域農業者の高齢化および後継者の不足により、今後の中心経営体が不足し、遊休農地の増加が懸念される。 ・用排水路等の維持管理のための出会い作業への参加者減少している。 ・用排水路の老朽化により農地の維持管理への影響が懸念される。 ・鳥獣被害が増加しており、農作物への被害が拡大している。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区内の農地利用は主に中心経営体及び集落営農組合が担う。
担い手確保のため、新規就農者を受け入れる。
農地の集約に向けて、農家組合等の話し合いの場を活用し、耕作地の調整を行う。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向 将来の貸付け等の意向が確認された農地は、1,257筆、1,159,367㎡となっている。
地区の営農方針等 当プランをもとに集落ごとに話し合いを継続的に実施し、今後の営農方針を決定する。 出会い作業や水利費等について、集落、水利組合毎に話し合いを行い方針やルールを決定する。
農地中間管理機構の活用方針 集落ごと、中心経営体ごとで方針を検討し、農地の受け手・出し手ともに中間管理機構を活用して方針に沿って集積を行う。
基盤整備への取組方針 施設の維持管理について集落ごとに話し合うとともに、補助金などを利用して計画的に整備・修繕を行う。
集落営農組織の営農方針 今後の組織の維持発展のため、後継者育成や他の中心経営体との調整を含めた今後の方針の話し合いを組織内で実施する。
後継者育成の方針 親元就農を含む新規就農者を受け入れ、交付金等を活用しながら今後の担い手として育成する。
有害鳥獣被害への対策 補助事業を活用した侵入防止柵等の設置を検討するとともに、自主的な防除活動等を継続的に実施する。